

岐阜県公報

号外(九) 令和三年三月三十一日

目次

告示

多治見都市計画の変更
八幡都市計画の変更

(都市政策課)
(同)

ページ
一

告示

岐阜県告示第百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画道路

3・5・21 市之倉線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

岐阜県告示第百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称
八幡都市計画道路

1・5・1 一般国道256号線
3・6・6 一般国道256号線

二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び郡上市建設部都市住宅課

岐阜県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

八幡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
都市計画を定める土地の区域

二 都市計画図書において表示する区域
縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び郡上市建設部都市住宅課

令和三年三月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社